

ボランティア・NPO法人・市民活動団体等活動情報一覧への掲載基準について

平成31年2月25日作成 地域振興課

1 目的

この基準は、ボランティア・NPO法人・市民活動団体等一覧表への掲載についての可否を判断するために設けることとする。

2 利用対象者

四條畷市内外で活動するボランティア・NPO法人・市民公益活動団体などに限る。

ただし、趣味・サークル等の自助活動（自分達仲間の利益のための活動）団体であっても、その活動を通して公共・民間施設及びイベントなどで訪問ボランティアを行ったり、活動分野の普及・啓発・振興など、公益活動に寄与している団体、またはこれから行う団体については、市民公益活動団体とみなす。

（「四條畷市みんなでつくる協働のまちづくり指針改訂版」より）

団体	団体の特徴
ボランティア	自発性に基づき社会貢献活動を行う、個人並びに団体をいう。
NPO法人	特定非営利活動法人。社会的な課題の解決に取り組む公益活動団体で、専門性を有し、社会貢献度の高い活動を継続して責任を持って行う営利を目的としないもので、内閣府や都道府県知事等の認証を得て法人格を取得した団体をいう。
市民公益活動団体	社会的な課題の解決に取り組む公益活動団体で、市民の自主的な参加と支援によって活動を行う、営利を目的としない団体をいう。
市民共益活動団体	市民団体のうち、構成員のための共同の利益を主な目的とする団体をいう。 （趣味のサークル、同窓会、生活協同組合など）
各種公益法人	営利を目的とせず、積極的に不特定多数の者の利益を実現することを目的とし、社会的な事業を行う団体をいい、設立には主務官庁の許可が必要である。公益法人制度は平成20年12月に改正され、公益活動を行うとして認可された公益財団法人、公益社団法人と一般の団体としての一般財団法人、一般社団法人に分けられた。
地縁組織	一定の区域を基盤とし、その区域の住民や事業者で構成された、地域住民等の利便・福利向上のための活動を行う組織をいう。 （自治会、地域教育協議会、老人会、婦人会、子ども育成会、消防団など）

3 基準（特定非営利活動促進法第2条等を参照している。）

- ・公序良俗に反するものでないこと。
- ・営利を目的とするものでないこと。
- ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ・政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ・特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又

は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを主たる目的とするものでないこと。

- ・掲載申込み後、市において基準に反することとなったと判断できる場合、掲載を取りやめることができる。
- ・団体名称において、個人名が記載されていないこと。